

●香川県告示第410号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成19年8月10日から同月31日まで一般の縦覧に供する。

平成19年8月10日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 大野原川之江線（9号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
観音寺市大野原町田野々字下美田 乙19番3地先から	前	9.0~42.0	170	ふるさとづくり 道路整備事業に 伴う現道拡幅
観音寺市大野原町田野々字下美田 乙19番6地先まで	後	27.2~90.1	170	

- 4 供用開始の期日 平成19年8月10日